

議案第14号

損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する売買代金の支払の遅延による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年9月11日

鳥取県知事 平井伸治

1 損害賠償の相手方

島根県松江市企業

2 損害賠償の要旨

県は、損害賠償金92,100円を支払うものとすること。

3 事件の概要

平成24年12月13日付で県が損害賠償の相手方と締結した可搬型モニタリングポストの物品売買契約の履行に当たり、県が約定の支払期限内に支払を完了せず、41日経過後に支払を完了したことにより生じた損害について、当該物品売買契約書の規定に基づき請求された遅延利息を支払うものである。